

長岡市公民館社会教育関係団体について

長岡市公民館社会教育関係団体とは

「社会教育に関する活動」を行うことを主な目的とし、自主的な運営を行う団体で、この制度に基づいて登録をした団体のことです。

社会教育に関する活動とは

○技術習得や教養を高めることを通じて、地域を活性化するために行われ、組織的に営まれる、学習・文化芸術・スポーツなどの教育活動です。

【活動例】

- ・学習（研修会、講演会、ワークショップなど）
- ・スポーツ（レクリエーション活動、各種スポーツなど）
- ・文化芸術（写真、音楽、絵画など）
- ・ボランティア活動（子ども・高齢者に関わるボランティアなど）

○自らの楽しみや自己啓発だけでなく、その活動を地域文化・スポーツの向上や生活文化の振興などの還元につなげる活動です。

【活動例】

- ・学習成果を活かしたボランティア活動への参加
- ・向上した技術を活かして、初心者向け教室の開催

このような団体は長岡市公民館社会教育関係団体ではありません

- ・塾やカルチャーセンターのように、講師（先生）が中心になって活動を進めている団体
- ・会員相互の親睦や交流のみが目的となっている団体

登録の要件

次の要件のすべてを満たす団体です。

- 1 当該団体の意思を表明する代表者及び当該団体の意思を執行する組織又は機構が確立していること。
- 2 自ら経理し、及び監査する会計機構があり、かつ、財政が確立していること。
（ただし、会費等の徴収がなく、会計事務が発生しない場合は、この要件を満たしていると認めます。）
- 3 団体活動の本拠が市内にある団体であること。
（ただし、活動範囲が広域な団体の場合、市内において定期的に活動し、広く市民の参加を受け入れる場合はこの要件を満たしていると認めます。）
- 4 1年以上の団体活動の計画のある団体であること。
- 5 団体構成員が5人以上であること。
- 6 広く市民に開かれた団体であり、誰でも加入できる団体であること。
（ただし、新規加入に条件がある場合、団体本来の活動成果を広く市民に公開〔初心者向け教室の開催等〕するときは、この要件を満たしていると認めます。）
- 7 次に掲げる行為を行わない団体であること。
 - (1) 営利を目的とした行為
 - (2) 特定の政党又は候補者の利害に関する行為
 - (3) 特定の宗教の利害に関する行為
 - (4) その他公共の利益に反する行為

※詳しくは裏面案内から、ホームページをご覧ください。

長岡市公民館社会教育関係団体について

⇒ <https://www.city.nagaoka.niigata.jp/kosodate/cate06/kouminkan/touroku.html>



または

長岡市 中央公民館登録団体

で

検索

